

政策減税としての減価償却

小 森 瞭 一

ま え が き

- 一 加速償却の五類型
- 二 加速償却の投資刺戟効果
- 三 加速償却の政策的限界
むすびにかえて

ま え が き

近年、政策減税の手段として、減価償却が大きくクローズアップされてきた。

従来の伝統的減税政策であった税率の引き下げに比し、減価償却の補整的租税政策としての優れた点は、すでに、R・グールドにより次のように明言されている。

「法人税の投資の量に及ぶ影響を詳細に分析した結果、減税が望ましいときには、法人税率の引き下げ、あるいは、法人税と個人所得税との統合案の採用によるよりも、ある形態の加速度減価償却制度の方が投資を刺戟する点において有効である。」⁽¹⁾

税率の引き下げが普遍的一般的であるのに対して、減価償却は耐用資本財との関連に結びつく。すなわち、設備投資の動向、したがって、直接、資本財の増減を左右するため、設備投資には集中的効果をあげるが、それ以外の分野には直接的な影響は与えない。

経済変動要因として設備投資が大きい役割を果たしてきたわが国においては、一般的影響力しかない税率の引き下げに比し、設備投資そのものを重点的に刺戟する減価償却の政策的重要性は、他国よりもはるかに高いといえる。

わが国においても、すでに時限立法である租税特別措置法において、その一部が特別償却として具体化せられているが、⁽²⁾特別法のため一定の制限があるので、広く一般に利用され政策的操作が期待しうる段階にあるとはいえない。わが国経済が、今後まなぶ成長する過程において、設備投資が重要な役割を果たすかぎり、補整的租税政策として減価償却が貢献する分野はますます増大するであろう。

そこで、われわれはまず、R・グードのいう「ある形態の加速度減価償却制度」について、先進諸国の事例に学び、次に、それがどのような経過を通じて投資を刺戟するかを見、最後に加速償却の政策的限界を吟味したいと思う。

(1) Richard Goode, *The Corporation Income Tax*, 1951. 塩崎潤訳「法人税」(中央経済社、昭和三四年)二二三頁。

(2) わが国では、昭和三十六年に耐用年数が平均二割短縮され、それに伴う特別措置法の整備が行われた。これに関しては、次の資料を参照せられたい。拙稿、「成長経済における耐用年数短縮の経済的效果——昭和三十六年税制改正による耐用年数の短縮によせて」(同志社大学経済学論叢第十三巻第一号(一九六三年十一月))

一 加速償却の五類型

減価償却の景気調整機能の重要性や、その政策的未来について、欧米諸国では高く評価されつつある。

「経済的観点からみて、戦後、アメリカ合衆国、イギリス、その他の数カ国にみられた利潤課税に関する最も重要な変化は、恐らく税法上の減価償却控除制度の改正に関するものであろう。減価償却を緩和することによって、民間投資を刺激し、あるいは、減価償却を削減することによって民間投資を遅らせる可能性は一層広く認識されるようになってきたし、また、この方向に沿った興味ある実験が数カ国で行われたのである。」⁽¹⁾

この興味ある実験としての減価償却控除制度とは、通常、加速償却 (Accelerated Depreciation) と呼ばれているもので、広義に解すると、普通償却である定額法⁽²⁾に比して、耐用年数の初期に減価償却を集中させる効果をもつところのあらゆる償却法を指す。⁽³⁾

この広義の加速償却は、さらに、次の二種類に分類される。一つは、減価償却の計算方法そのものの中に、すでに前述の加速効果を包含するものであり、他は耐用年数の短縮により加速効果を生ずるものである。したがって、前者は先天的本来的なもので質的加速償却であり、たとえば、定率法、級数遞減法 (The Sum of digits method) 等々がある。後者は、耐用年数の絶対値を短縮させるもので、その短縮の程度は、そのときどきの事情によるから、人為的政策的であり、あえていうなら、量的加速償却と名付けられよう。いずれにしても、両者は、その耐用年数の初期に相対的に減価償却を集中させる加速効果の下に統一的に把握されるのであるが、各国における現実の施策にその現象形態を求めれば、まさに無数の形態が存在する。

そこで、この無数の形態の中から、代表的と考えられる次の五類型を選択し、その概略を紹介するとともに効果を比較してみよう。

(I) アメリカの五カ年特別償却 (Five-years Amortization)

米国の五カ年特別償却は加速償却の歴史的原初形態であり、第二次大戦や朝鮮動乱の勃発に伴う戦争遂行目的をもつて、民間軍需生産の投資刺激のために採用されてきた。それは開戦とともに「緊急施設」(Emergency Facilities)に對して、一定の承認手続きにより実施されると同時に、終戦により廃止せられる運命をもっていた。しかし、今日では、戦争目的以外の政策手段として再評価され、各国の耐用年数短縮による加速償却の母胎となった⁽⁴⁾。

五カ年特別償却が「緊急施設の特別償却控除」(Amortization Deduction of Emergency Facilities)として、米国税法上に立法化せられたのは第二次大戦中のことであつた⁽⁵⁾。これは国防生産に必要な設備への民間投資を促進するために導入せられたので、その対象も資産一般ではなく「緊急施設」⁽⁶⁾に限定されていた。この「緊急施設」を対象として、その財産の物理的状态については、全然考慮することなく、残存価額が零で五年間一定額づつ償却する計算方法をとつた。したがって、実際には、二〇年ないし四〇年も使用しうる設備であつても、ひとたび「必要証明書」(Certificates of Necessity)が交付されると、税務計算上は、五年間に証明額の全額が償却される。

一九五〇年にはじまる朝鮮動乱は、ふたたび国防生産に必要な設備への民間投資促進を行うため、五カ年特別償却を「一九五〇年歳入法」(The Revenue Act of 1950)で採用している。これは、新しく適用される産業部門の数は相当縮小しているが、現在まで廃止の裁定は下されていないので継続している⁽⁷⁾。

第二次大戦中と朝鮮動乱後現在に至るまでの特別償却を比較すると、その償却対象の範囲と「特別償却の引き戻し」(Amortization Squeeze-back)とについて差異がある。税法上の文言で、設備原価の一〇〇パーセント以下について加速償却が認可されることを規定しているため、その認可に際して、証明の権限を有する官庁当局が、この弾力的条

項にしたがい、特別償却の認められる割合に差をつけたことである。すなわち、第二次大戦の場合、大低は一〇〇パーセントの承認を与えてきた⁽⁸⁾。

これに対して、朝鮮戦争時以降になると、その当初から証明権限官庁である「国家安全資源局」(National Security Resources Boards)は、設備原価の一〇〇パーセントよりやや少ない割合で承認し、一九五一年より「国家安全資源局」に代って監督官庁となった「国防動員本部」(Office of Defence Mobilization)は、一貫して「部分特別償却」(Percentage Amortization)を認める政策を採用した⁽⁹⁾。この割合は全産業平均で「一九五一年四月では七〇パーセント、一九五二年六月では五八パーセント、一九五三年三月では六一パーセント、一九五五年では六〇パーセント」⁽¹⁰⁾であったと報告されている。

特別償却は五カ年の償却期間を原則としてきたが、特殊な場合「引き戻し」と称して、五年以内への短縮が行われた。第二次大戦中、加速償却を規定した一九三九年内国歳入法第一二四条によると、非常期間が終っても、なお、緊急施設が全額償却されず未償却残高が残る場合は、この未償却残高は一時に償却することができる旨規定せられている。したがって、非常期間の終結が、一九四五年九月二十九日大統領により宣言された時に、未償却残高がある緊急施設に対しては五年より短かい期間で再計算することができた⁽¹¹⁾。この特別償却期間の五年以内への短縮を特別償却の「引き戻し」というが、一九五四年内国歳入法第一六八条にはその規定はない⁽¹²⁾。

朝鮮動乱以降においては、加速償却の引き戻しは税法の規定から削除されている。すなわち、非常期間後における緊急施設の未償却部分は、最早や特別償却を受ける資格はないものとされ、通常の減価償却が以後適用されることになる⁽¹³⁾。

第1表 定額法と二倍率定率法との粗収益の分布⁽¹⁵⁾ (単位千位)

年	定 額 法				二 倍 率 定 率 法			
	減価償却費	税	年現金回収	累積額	減価償却費	税	年現金回収	累積額
1	10.0	15.0	25.0	25.0	20.0	10.0	30.0	30.0
2	10.0	15.0	25.0	50.0	16.0	12.0	28.0	58.0
3	10.0	15.0	25.0	75.0	12.8	13.6	26.4	84.4
4	10.0	15.0	25.0	100.0	10.2	14.9	25.1	109.5
5	10.0	15.0	25.0	125.0	8.2	15.9	24.1	133.6
6	10.0	15.0	25.0	150.0	6.6	16.7	23.3	156.9
7	10.0	15.0	25.0	175.0	6.6	16.7	23.3	180.2
8	10.0	15.0	25.0	200.0	6.6	16.7	23.3	203.4
9	10.0	15.0	25.0	225.0	6.6	16.7	23.3	226.7
10	10.0	15.0	25.0	250.0	6.6	16.7	23.3	250.0
計	100.0	150.0	250.0	250.0	100.0	150.0	250.0	250.0

政策減税としての減価償却

以上、米国の五カ年特別償却の略史を簡単に述べたが、要するに、耐用年数のいかにかわららず、五年間で取得原価の全額を回収する点に、他と異なる特徴があるのである。

(II) 米国の二倍率定率法 (The Double-rate Declining Balance Method)

これは通常の定額法による償却率の二倍を限度として、定率償却を行う方法である。

米国の「一九五四年内国歳入法第一六七条」(1954 Internal Revenue Code § 167) で規定されて⁽¹⁴⁾る。

定額法との比較のため、二倍率定率法の加速効果を吟味するため次表を見よう。

これは、取得原価十万ドルの機械が、残存価額零で、耐用年数十年の減価償却費と五〇パーセントの所得税を除く全費用控除後に、毎年四万ドルつつ稼得する場合、その粗収益の分布と現金回収額を示している。

その結果年収益率は定額法では二二・三パーセントであるのに対

して、二倍率定率法では二四・一パーセントであると述べられている。⁽¹⁶⁾

この種の類型は、倍率を任意に変化させることにより、その加速効果は弾力的となる。したがって、この類型に属するものの数は無限にありうる。ただ償却率はその倍率の限度以内か否かを判定しなければならぬので計算が複雑になる欠点がある。

(III) 英国の初年度特別償却 (The Initial Allowance)

初年度特別償却は、取得年度に、租税目的のため、通常の減価償却のほかに特別の減価償却を、取得原価の一定割合だけ特別に認める償却法である。⁽¹⁷⁾ 全耐用年数中にわたって償却されるべき総額は一定であるから、耐用年数末期には年償却が相対的に過少になるのは他の加速償却と同様である。

歴史的には、第二次大戦以降、英国において、従来の財政々策や貨幣政策によるよりも、一層直接的に投資水準やその投資の時期を左右して、循環的に安定した総需要を創りだす意図の下に施策された。初年度特別償却は、K・ワード郷による企業課税の研究から生れたといわれているが、法文化されたのは、一九四五年である。⁽¹⁸⁾

英国におけるこの加速償却は、その発生要因も他に先立って、つとに、景気調整を主としてきたため、適用率の増減や停止、再開も他の経済事情に応じて弾力的に行われてきた。

すなわち、一九四五年の導入は、雇用および所得水準上昇のため、戦後の民間産業投資を助成することにあつたが、一九五二年には廃止されている。これは、初年度特別償却の結果、刺戟された設備投資が急激な資本財需要の増加となり、これが戦後インフレの火に油を注ぐ結果になったためといわれている。⁽¹⁹⁾

しかし、一九五三年には、タッカー委員会 (Tucker Committee) や王立委員会 (Royal Committee) の提案に従い、い

第2表 英国における初年度特別償却の普及率⁽²¹⁾
(単位百万ポンド)

	48	49	50	51	52
初年度特別償却	98	207	238	263	122
普通償却	471	517	578	639	700
計	569	724	816	902	822

と結論している。

(IV) 英国の投資特別控除 (The Investment Allowance)

一九五四年に英国所得税法の特別措置として導入された「投資特別控除」制度は、通常の減価償却で回収される取得原価以外に、新投資の一定率を補助金の形で取得年度に特別控除することを認める制度である。これまでの加速償却が、単に減価償却控除の繰り上げに止まっていたのに対して、投資特別控除は償却制度と補助金制度とが結合したものであるから、その意味で免税償却といわれる。ただ、この補助金は純利益を償却期間中継続計上しうる企業に対

わゆる「刺戟的予算」(Incentive Budget)で競争力の培養、設備の近代化、生産性の向上への刺戟として復活した。⁽²⁰⁾

この初年度特別償却は、英本国のみならず英連邦諸国に意外に早く波及した。すなわち、一九四六年のオーストラリアをはじめとして、ニュージーランド、南ア連邦の所得税法にまで導入せられている。⁽²²⁾

この初年度特別償却制度を、アメリカの五カ年特別償却と比較したドーマーは、「かくて、イギリスの制度の下にあっては、特別の将来の公約がなくても、また、何らかの特典を大目に見ることがなくても、初年度に、まったく巨額の初期償却を控除することができ、加速償却の方策としての初期償却は、アメリカの方法よりも簡単でかつ弾力的であるようにも見えるし、また、おそらく投資決定に及ぼすその衝撃においても、一層有効であるように思える。」と述べ、「巨額の初期償却は短かい償却期間より一層強い効果をもつ。」⁽²³⁾

してのみ与えられ、しかも、その資産の償却後にはじめて与えられる点で、一般の補助金制度に伴う浪費的危険がまったくない点で優れている。また、その補助金給付のために、特別の財源を必要としないで、特定業種のみを刺戟が行える点で非常に効果的でもある。

この投資特別控除制度導入当時の一九五四年は、英国は慢性インフレのため、実質的に時価償却の効果をねらっていたにもかかわらず、その後の広範囲な適用の結果、ますますインフレ傾向を助長することとなり、外貨収支の不均衡を来たした。このインフレ抑制、外貨バランス改善のため、一部停滞産業部門における資本的支出を除いて、原則として、この制度の停止が一九五六年に行われた。その後、一九五九年には、ふたたび、雇用拡大のために景気後退期にはいった投資を刺戟するよう復活せられた。⁽²⁶⁾ 今、初年度特別償却と投資特別控除とを比べるため、取得原価一〇〇、耐用年数一〇年、残存価額零、一率二〇パーセントという簡単な例で両者の比較をすると、耐用年数末期における税控除総額は、前者が取得原価の一〇〇に止まるに對して、後者は一二〇になり、取得原価超過分二〇は補助金である。⁽²⁶⁾ この補助金部分の追加によって、投資刺戟は促進されるが、初年度特別償却の承認率が変われば、相対的にその刺戟効果も変化するのはいうまでもない。

(V) スウェーデンの一年償却 (The Swedish one-year Depreciation Method)
 スウェーデンでは一九三八年に、各企業に對して、その資産の取得原価を償却範囲として、任意の償却率を採用することを認めていた。⁽²⁷⁾

したがって、企業に十分な収益がある場合、取得年度にその全額を一時に償却することが認められていた。加速償却の形態としては、最も極端な類型であり、耐用資本財の用役提供の特殊性を無視して、消耗財とまったく同様な取

第3表 五類型の加速償却による税額控除の現在価値⁽²⁹⁾

	アメリカ		イギリス		スウェーデン
	五ヶ年特別償却	二倍率法定率	20%初年度特別償却	20%投資特別控除	一年償却
10年資産	43.3	43.3	41.9	44.4	47.6
20年資産	43.3	38.6	36.6	41.2	47.6

り扱いをするのである。一九三八年に導入されたが、第二次大戦後も大いに投資刺戟効果を表わし、戦後の種々の他の経済事情により、インフレ傾向が惹起された。そこで、スウェーデン財務省(The Swedish Ministry of Finance)はそのインフレ抑制のため、一九五一年新機械(および在庫増加分)への投資に対して、一〇パーセントを新しく課税している。⁽²⁸⁾さらに、一九五二年一月一日付で、機械設備(住宅を除く)、建物への投資に対して一二パーセントの課税へと加重された。

以上、加速償却の五類型を列挙し、その概略を説明してきた。これらの加速効果を評価するため、税率五〇パーセント、割引率五パーセント、資本財原価一〇〇とした場合、税からの控除総額の現在価値は第3表の通りである。

この結果は、比較的耐用年数の長い資産に対しては、英国の初年度特別償却や投資特別控除よりも、米国やスウェーデンの加速償却の方が有効である。投資特別控除は、初年度特別償却よりも投資に対しては強力な政策に違いないが、耐用年数が相対的に短くなる程、その効果が大きくなる点も注目するに値する。

要するに、興味ある実験としての加速償却を先進諸国の五つの類型に求めたのであるが、これらはいずれも、加速償却なる概念の下に統一的に把握され、その加速効果に関して共通性を有するといえる。そこで、われわれは、次に、この加速効果の内容を経済学的に分析してみよう。

(一) R. Goode, 前掲訳書、五頁

- (2) 米国では、一九五四年、内国歳入法が出るまで税法上、定額法のみしか認められていなかったため、定額法が普通償却と考えられている。これに反して、英国、日本は定率法の方がむしろ一般化している。
- F. D. Donar, *Essays in the Theory of Economic Growth*, New York, 1957. 宇野健吾訳「経済成長の理論」。二四二頁。
- (3) D. Walker, "Depreciation Problems and Taxation," in J. L. Meij (ed.), *Depreciation and Replacement Policy*, 1961. p. 164
- (4) わが国の重要機械等三年間五割増償却(特別措置法第四二条)はこの五カ年制度の変型といえる。
- (5) その法的根拠と経過。
- 一九三九年内国歳入法第二二四条 (1939 Internal Revenue Code §124) で規定。
- 一九四〇年第二歳入法 (The Second Revenue Act of 1940) による施行。
- 一九四二年歳入法 (Revenue Code of 1942) によつて。
- 一九四九年九月、廃止。
- 加藤清、「米国歳入法」〔税法学〕昭和二八年五月) 三一一—三六頁。
- (6) 「緊急施設」とは、非常期間(一九四〇年一月一日—一九四九年九月二九日)内に建設され、それについて証明権限をもつ官庁である戦時生産局 (War Production Boards) によつて、国防上の利益のために必要と認められた「必要証明書」を交付された土地、建物、機械および装置もしくはその一部であるとして規定している。この場合、注意を要するのは、非減価資産の土地が含まれている点である。勿論、農地等土地一般でなく、生産のために購入した土地、たとえば飛行場、物資集積地、自動車置場等何らかの形で国防生産に従事する土地に限られる。
- T. E. Jenks, "Amortization of Emergency Facilities," in the *Taxes*, Nov., 1950, p. 108.
- (7) 現在行われている特別償却は一九五四年内国歳入法第一六八条 (1954 Internal Revenue Code § 168) にその法的根拠を有する。加藤、前掲論文、三六一—三八頁参照。
- (8) ここで大低の場合と断つたのは、一、二の例外があるからである。たとえば、第二次大戦の後半において、設備原価の三五パーセントのみを証明し、法延もこれを支持した U. S. Graphite Co. 対 Sawyer 事件がある。T. E. Jenks, *op. cit.*, p. 106.
- (9) T. E. Jenks, *op. cit.*, p. 109.
- (10) R. T. Selden, "Accelerated Amortization and Industrial Concentration," in the *Review of Economics and Statistics*, Aug., 1955, p. 282.

- (11) 加藤、前掲論文、三二—三三頁。
 (12) 加藤、前掲論文、三七—三八頁。
 (13) U. S. Dept. of Commerce, "Accelerated Amortization and Private Facilities Expansion", in the Survey of Current Business, May, 1951, p. 12.

(14) この一九五四年内閣歳入法によりはじめて、米國で加速償却に類する定率法、級数通減法の選択適用が認められた。今、取得原価を C 、残存価額を S 、耐用年数を n とすると、同規定のそれぞれの償却法による第 t 期の償却額 D_t は次のように公式化される。

$$(1) \text{ 定額法} \quad D_t = \frac{C-S}{n}$$

$$(2) \text{ 定率法} \quad D_t = C \times \left(1 - \sqrt[n]{\frac{S}{C}}\right)^t \quad \forall (\text{定額法の } D_t) \times 2$$

$$(3) \text{ 級数通減法} \quad D_t = \frac{C}{n} \times (C-S)^{\frac{t-1}{n-1}}$$

W. F. Hellmuth, "Depreciation and the 1954 Internal Revenue Code", in the Journal of Finance, Sept., 1955, pp. 324~5.

- (15) W. F. Hellmuth, *op. cit.*, p. 330.
 (16) W. F. Hellmuth, *op. cit.*, p. 329.
 (17) R. M. Bird, "Countercyclical Variation of Depreciation Allowances in the United Kingdom", in the National Tax Journal, March, 1963, p. 41.
 (18) 一九四五の所得税法では、一九四四年四月六日以降取得の新規建物、鉱業設備について二〇%の初年度特別償却を認めた。D. Walker, *op. cit.*, p. 166~7.
 (19) G. T. Webb, *Depreciation of Fixed Assets in Accountancy and Economics*, 1954, p. 95.
 (20) このときの割合は、産業用建物一〇%、機械設備二〇%、探鉱機械四〇%であった。
 E. D. Donar, 前掲訳書、二四三頁。
 (21) G. T. Webb, *op. cit.*, p. 166.
 (22) オーストラリアでは、一九四六年修正法第五七A (The Amending Act of 1946, Sec. § 57, A) により、一九五〇年六月三〇日

を終りとする五年間に取得した機械設備に関して二〇%の初年度特別償却を認めよう。G. T. Webb, *op. cit.*, p. 93.

- (23) E. D. Donnar, 前掲訳書「二四四頁」。
- (24) E. D. Donnar, 前掲訳書「二四七頁」。
- (25) 木下和夫、藤田晴、橋本徹共著「現代財政々策の理論」(創文社、昭和三年)二九六―七頁参照。
- (26) この比較表は拙稿の紹介「J. L. Meij (Editor), Depreciation and Replacement Policy」(本論叢第十二巻第六号)一四〇頁を参照された。
- (27) D. Walker, *op. cit.*, p. 161.
- (28) G. T. Webb, *op. cit.*, p. 97.
- (29) D. Walker, *op. cit.*, p. 167.

二 加速償却の投資刺戟効果

加速償却が投資刺戟効果を發揮するには、経営実践において、価値消耗部分に必要な費用以上の額を税務会計上損金算入して、利益の内部留保を認め、一種の秘密積立金を設定することを前提とする。経済学的に、この投資刺戟効果を分析吟味すると、次の三要素が考えられる。⁽¹⁾

(I)、時差益、(II)、危険と不正確性、(III)、資金の利用性、である。以下各項について説明しよう。

(I) 時差益

加速償却を行う場合、租税負担者はその資産購入の最初の段階では、過大償却の結果、課税対象が過少表示され、それに対して課せられる法人税も相対的に少なく課税せられる。

今、もし税率が償却期間中変化することなく、償却資産も每期継続して増加しないという非現実的ではあるが成長

のないモデルを考察した場合⁽²⁾、結局、全期間を通じると、後期に生じる相対的過大利益に対する過大な課税対象は初期における減税分を埋め合せる結果となる⁽³⁾。しかし、その間には課税の延期によって生じる利益があり、これを時差益という。

この関係を具体的に算式化すると次のようになる⁽⁴⁾。

一定の償却資産から得られる第 j 年度の予想税引き収入を r_j とすると、

$$r_j = a_j - h(a_j - d_j) = (1-h)a_j + hd_j$$

となる。ここで、

a_j は第 j 年度税込予想収益。

d_j は第 j 年度税法償却金額。

h は法人税率。

を表わす。

投資の第一年度期首における税引き予想総収益の現在価値 R は次式で表わせる。

$$R = \sum_{j=1}^n \frac{(1-h)a_j + \sum_{i=1}^j hd_i}{(1+i)^j} = (1-h) \sum_{j=1}^n \frac{a_j}{(1+i)^j} + h \sum_{j=1}^n \frac{d_j}{(1+i)^j} = (1-h)A + hD$$

ただし、

A || 予想税込収益総額の現在価値。

D || 予想減価償却額の現在価値。

n || 償却資産の経済的耐用年数。

m || 税法上の耐用年数。

政策減税としての減価償却

i 割引率。

h 法人税率。

右式において、加速償却による減価償却額(D)の増加は、税引き予想収益の現在価値(R)を増加させるから、加速償却の導入は明らかに企業の収益を増大させる。その結果、今までは限界上にあつた投資計画案も加速償却により具体化せられる可能性が出てくる。

税率(h)が五〇パーセントであるとすると、償却資金一〇〇が耐用年数末期までの全期間を通じて得られる時差益の対象額(hD)は五〇となる。年割引率六パーセントで、五カ年定額償却法を採用すると、一〇年資産で、取得原価の五・三二パーセント、二〇年資産で一三・四五パーセント、四〇年償却資産の場合、二三・三一パーセントと取得原価の約四分の一足らずの時差益を生ずる。⁽⁵⁾

わが国では、昭和三二年度を基準として、仮りに耐用年数の二割が加速償却として短縮されるとすれば、法人税関係で減税額は四五〇・五〇〇億円に達するといわれている。⁽⁶⁾ 同年の予定減税の枠が七〇〇億円である点から見ても、その約七割近くを占める量的比重は、経済政策としての効果を期待するに十分な能力があると考えられる。⁽⁷⁾

(I) 危険と不正確性

企業がある計画に基づいて投資を行い、特定の資本支出をする場合、つねに、短期的正常な予想収益と予想費用との対応からのみ判断せられるのみならず、長期的観点からの偶発事故や、天災、戦争等から生じる資本投下行為そのものにまつわる危険や不安もその計算中に含まれる。英米諸国では、投資家が投資を決意する場合は、大抵、資産の耐用年数よりもずっと短かい償却期間(Pay-off Period)を計算する。

この方法は技術革新や戦争終了に伴う機械設備の経済的廃棄の危険性を償うには、非常に賢明なる処置であるが、この償却期間が税法上に認められた償却期間と一致するか否かはなほだ疑問である。⁽⁸⁾ 資本投下に附随する危険や不安を可及的に早期資本回収を通じて避けようとするのあまり、資産の償却期間を不当に短期にとつたとしても、税法上かような主観的償却は否認せられる。現実においては、税法規定の耐用年数により投下資本の費用化過程が客観化せられるかぎり、それに反した償却期間に基づく判断は不正確であり不適当となる。むしろ、このような傾向は資本投下に対する計算を誤まらせる危険をつのらせるに過ぎない。しかし、ここに加速償却が認められることにより、この主観的償却期間の一部は客観化せられる。

少くとも、加速償却は、それが認められない場合に比し、資本回収期間を短縮する意味で絶対的に、また、主観的評価を緩和する意味で相対的に、投資の危険性や不安を減少させることが明らかであろう。

一 加速償却はより確実な近い将来における費用回収額を増加させ、他方、租税をより不確実な遠い未来にまで繰延べる。……したがって、加速償却は技術革新あるいは需要の変化による経済的陳腐化の可能性のおおきい所では、つねに、定額法よりも危険の減少において優るといわれる。⁽⁹⁾ 要するに、加速償却は資本投下にまつわる危険や不安を減少する効果を通して投資を刺戟するのである。

(III) 資金の利用性

加速償却が特定の償却資産への投資から期待せられる税引き収益の現在価値を増加させ、投資にまつわる危険や不安を減少することにより投資を刺戟する機能を明らかにした。

われわれは、次に、この加速償却の投資刺戟効果を資金的側面から考察しよう。

第4表 わが国の社内留保状況⑩

(%位率)

	社数	資金源泉に占める内部資金の割合			設備投資に対する内部資金の割合		
		社内留保	減価償却	計	社内留保	減価償却	計
A 全産業							
昭和9～11年	296	19.5	32.2	51.7	34.0	56.3	90.3
26上～29下	560	7.2	18.3	25.5	13.2	33.5	46.7
30上～33下	575	5.1	22.6	27.8	8.8	38.9	47.7
26上～34下		5.7	22.5	26.2	10.4	37.9	38.3
B 製造業							
昭和9～11年	195	21.0	29.9	50.9	41.0	58.4	99.4
26上～29下	382	12.9	17.4	30.3	29.7	40.1	69.8
30上～33下	412	7.8	22.3	30.1	15.4	44.0	59.4
26上～34下		9.0	20.4	29.4	19.2	43.4	62.6

政策減税としての減価償却

第5表 昭和31～38年わが国産業設備資金調達源泉⑪ (単位億円)

	31	32	33	34	35	36	37	38
I 内部資金	6,173	7,700	7,280	10,261	13,405	19,996	15,927	15,119
(1) 社内留保	2,333	2,935	1,890	3,231	4,423	7,677	3,127	1,519
(2) 減価償却	3,840	4,765	5,390	7,030	8,982	12,319	12,800	13,600
II 外部資金	5,902	6,850	7,460	9,773	15,717	18,472	16,974	16,318
(1) 財政資金	789	1,330	1,310	1,598	1,683	1,968	2,407	2,296
(2) 民間資金	5,197	5,520	6,150	8,175	14,034	16,504	14,567	14,022
A 株式会社	1,889	1,700	1,630	2,252	3,849	7,114	5,467	4,019
B 社債	671	350	800	1,378	3,421	1,799	1,212	1,494
C 貸出	2,637	3,470	3,720	4,545	6,764	7,591	7,888	8,509
(3) 外為貸付	△ 87	—	—	—	—	—	—	—
III 外資	284	270	540	437	384	660	1,101	1,350
IV 合計	12,359	14,820	15,280	20,471	29,506	39,128	34,002	32,787

いうまでもなく、加速償却も減価償却であるかぎり会計処理上減価償却引当金という形で資本回収部分が内部留保され、それが今日自己金融の重要な資金源泉になっているのは周知の通りである。わが国における設備資金の調達を源泉別に示すと第5表の通りである。この内部資金の利用率の増加は、企

第6表 米國法人資金源 (1922~49) ⁽¹⁴⁾ (全額の單位は百万ドル)

年 度	留 保 利 潤		減 価 償 却		証 券 発 行		合 計	
	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%
1922~29	2,102	21	3,549	36	4,157	42	9,853	100
1930~39	-3,110	-166	3,904	208	1,078	58	1,872	100
1940~41	1,758	26	4,213	61	899	13	6,870	100
1942~46	5,514	47	5,606	47	729	6	11,849	100
1946~49	11,500	50	6,700	29	4,800	21	23,000	100

政策減税としての減価償却

業の運用可能資金源を豊富にし、その投資能力の有効性を増大させる。

先進資本主義国では減価償却引当金はつねに粗投資支出の半分以上に達している。⁽¹²⁾ 新

資産の取得がまさに、その廃棄部分に等しい成熟産業 (The Maturity Industry) にお

いては、毎年の普通償却の控除額は、償却資産の購入額に等しい。総投資支出は税引

き減価償却引当金から十分に調達せられる。しかし現実的には右のような場合はむしろ

稀れである。より現実的な仮定である連続的な投資の流れがある成長モデルでは、

その投資支出は毎年普通償却額以上となる。したがって、その資金的差額を償うため

には普通償却以上のなにかが不可欠の資金源とならざるを得ない。そのなにもか

かは第6表に見られるように留保利潤か外部金融かであった。

たとえば、米国においては、平均的資産の耐用年数は三〇年そこそこ、平均的実質

成長率は過去八〇年間を通じて三パーセントをやや上廻る程度では、粗投資の六〇パ

ーセント程度しか通常償却では賅われ得ない。⁽¹³⁾

ここに加速償却が採用されることにより、資金的側面から投資刺戟を裏付ける余地

が生ずる。粗投資の成長率五パーセントで、耐用年数三〇年の資産を五カ年特別償却

に付すると、加速償却は普通償却の一・七倍の引当金が計上され、また成長率一〇パ

ーセントの場合は、二・五倍の資金的準備が行われる。⁽¹⁵⁾ その結果、外部金融への依存

度を減少し、あるいは、さらに拡大のために必要な資金を外部金融で賅う場合には、

第7表 各国の加速償却と普通償却の比較⁽¹⁷⁾

	米 国 100万ドル			英 国 100万ポンド				日本の特別償却の占める割合	
	普通償却	加速償却	合 計	普通償却	加速償却	合計		全産業	製造業
1948	6,299	39	6,338	471	98	569	昭和30年下期	8.2%	12.8%
1949	7,191	31	7,222	517	207	724	昭和31年上期	9.9%	16.0%
1950	7,858	43	7,901	578	238	816	下期	9.5%	15.9%
1951	8,829	292	9,121	639	263	902	昭和32年上期	14.1%	22.2%
1952	9,604	831	10,436	700	122	822	下期	8.5%	12.4%
1953	10,511	1,515	12,026	591	123	714	昭和33年上期	7.1%	10.8%
1954	13,696	674	186	860	下期	7.7%	11.6%
1955	13,419	2,590	16,009	745	232	977	昭昭34年上期	12.6%	20.1%
1956	14,953	2,626	17,579	871	244	1,115	下期	19.3%	28.8%

政策減税としての減価償却

その信用度を増す。⁽¹⁶⁾

以上、述べてきたところで明らかかなように、加速償却は減価償却の自己金融性から、普通償却のそれを補充することによって、投資を刺激するのである。今、手もとにある資料で、加速償却が普通償却をいかに補充しているか見るため、米、英、国、およびわが国の過去の状態を第7表に示した。

結論として、「法人税率が変らないものとすれば、減価償却費控除を最初の年度に集中できるほど、納税者にとっては有利である。また、一般に税法上の償却期間は資本財の平均耐用年限と比例的であるとすれば、法人税の投資阻害の効果は耐用年数の長い資産の場合ほど大である。また適用される割引率が高いほど大である」⁽¹⁸⁾。

要するに、「加速償却は……民間投資に、とくに刺激的な減税となるであろう。歳入の要請が長期にわたって非常におおきいならば、一般的な加速償却制度を採用すると同時に生ずる歳入の減少を償うために、法人税率を引き上げることが望ましい」⁽¹⁹⁾。すなわち、減税政策としては、税率の引き下げよりも、適当な加速償却政策による方が望ましいというのである。

- (1) R. Goode, "Accelerated Depreciation Allowances as a Stimulus to Investment," in the Quarterly Journal of Economics, May, 1955, pp. 191~220.
- (2) これに対して、成長モデルにおける加速償却を分析したのは、私の知る限りでは次の諸文献がある。
- E. D. Donar, 前掲訳書「第七章「減価償却」置換と「まよひ成長」」第八章「加速償却論」。
- R. Eisner, "Accelerated Amortization, Growth and Net Profit", in the Quarterly Journal of Economics, Nov., 1952, 533~544.
- R. Eisner, "Depreciation Allowances, Replacement Requirements and Growth", in the American Economic Review, Dec., 1952 pp. 820~831.
- E. Schiff, "A Note on Depreciation, Replacement and Growth, in the Review of Economics and Statistics, Jan., 1954, p. 47~56.
- これらの論文は、加速償却の本質について、従来の通説であった「無利子財政投融資」説 (Interest-Free Loan from Government) をくわがき、成長モデルを導入することによつて「補助金免稅」説を主張したものとつて注目せらるゝ。これらの詳細は拙稿「加速償却制度論—成長モデル導入による本質の変化について」(同志社大学大学院「経済学論集」第三巻)に譲る。
- (3) このことが、「無利子財政投融資」の論拠であった。たとえば「加速償却から得る利得は、繰延せらるゝ租税の無利子の使用 (Interest-Free Use of Deferred Taxes) による経済的利得である」(W. F. Stanley, "Rapid Tax Depreciation under 1954 Revenue Code," in the Controller, Sept., 1954, p. 420.
- (4) 藤田他共著「前掲書」二八七頁。
- (5) R. Goode, *op. cit.*, p. 194.
- (6) 大蔵省主税局内部資料 (三三・七) 一頁。
- (7) 日本機械工業連合会、「減価償却に関する参考資料」四頁。
- (8) R. Good, *op. cit.*, p. 195.
- (9) W. F. Hellmuth, *op. cit.*, p. 334.
- (10) 三菱経済研究所著「企業の成長と収益性」(東洋経済新報社 昭和三十六年) 七二頁、第三・四表より作成。
- (11) 通産省企業局編「主要産業の設備投資計画。その現状と課題」(昭和三十八年度) 二二二~二二五頁、第八表より作成。
- (12) E. D. Donar, 前掲訳書 一八三頁。
- (13) E. D. Donar, 前掲訳書 一八八頁。
- (14) 数字は各年の平均を合計したもので一九四八~九年は推定。R. Goode, 前掲訳書 一四一頁第一二表より作成。

- (15) E. D. Donar, 前掲訳書、二三九頁。
- (16) W. F. Hellmuth, *op. cit.*, p. 334.
- (17) 米國、英國の統計数字は、中村万次著、「減価償却政策」、(中央経済社、昭和三五年) 一六三頁第六—一表および一八七頁第六—五表より作成。
- わが國の統計数値は、全産業は一三二社、製造業は九〇社を対象会社としたもので、償却実施額に占める特別償却の割合を示している。三菱経済研究所、前掲書、一一三—一四頁。
- (18) 木下他共著、前掲書、二八一頁。
- (19) R. Goode, 前掲訳書、二三三頁。

三 加速償却の政策的限界

加速償却の民間設備投資促進機能を要素別に分析し、その効果をみてきた。そして加速償却が民間設備投資刺激に非常に有効な資質をもつものであることを強く印象づけられるのであるが、現実には施策する場合、それが直面するであろう政策的限界についての吟味を怠ってはならない。われわれは、次にその政策としての能力の限界と、施策の結果生ずるであろう経済的影響を見ることにしよう。

(I) 投資刺激効果の弾力性

「減価償却引当金の变化により刺激された投資の変化が、統計の上に見われてくるには(英國の例では……筆者注)、少くとも九カ月のラグがある」と述べられているように、加速償却は導入されるとただちに投資効果を發揮するものでない。いうまでもなく、加速償却はその対象が耐用資本財である償却資産であるから、消耗財のように一時に全額費用化され回収されない。ただし、スウェーデンの一年償却は前述の通り、消耗財と同様な取り扱いをしている。

しかし、一般には、少くとも使用開始後一営業年度末になって償却手続きがとられる。そこにおいてはじめて費用化され、投下資本回収過程の中に前述の三機能を通して投資が促進されるから、その刺戟効果は加速償却採用と同時に現われるのでなく、一定のタイム・ラグが生ずることは肯定されよう。

いま、減価償却引当金による投下資金額を D 、その結果増加する設備を ΔK とすると、この投下資金が即座に物的設備に具現する場合は、 $D = \Delta K$ が成立して問題がない。しかし、一般には、建資期間や稼動に至るまでの準備のために、いわゆる「成熟期間」を必要とする。

いまこの成熟期間を l 、投資の増加率を r 、時間を t で表わすと

$$D_t = \Delta K_{t+l} \quad \dots\dots\dots (1)$$

(1) 期の投下資金額は

$$D_{t+1} = D_t(1+r)^1 \quad \dots\dots\dots (2)$$

(1) 式を(2)式に代入すると

$$D_{t+1} = \Delta K_{t+l}(1+r)^1; \quad \frac{D_{t+1}}{\Delta K_{t+l}} = (1+r)^1 \quad \dots\dots\dots (3)$$

(3) 式から解かるように、減価償却と実際に稼動設備の増加の間には、投資の増加率 (r) と建設期間 (l) に依存するタイム・ラグが存在する。

この r と l に適當な値を与え理論的結果を求めると次表の通りである。

いま、成熟期間五年、投資の増加率が年五パーセントとすれば、ある資本財に要する減価却資金は、その原価の一・二八倍を要する。すなわち、タイム・ラグのため、同一

第8表 理論的 $(1+r)^l$ の計数值 ③

$l \backslash r$	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05
1	1.01	1.02	1.03	1.04	1.05
2	1.02	1.04	1.06	1.08	1.10
3	1.03	1.06	1.09	1.13	1.16
4	1.04	1.08	1.13	1.17	1.22
5	1.05	1.11	1.16	1.22	1.28

第9表 製造工業における $(1+r)^t$ の計測値④

業 種		業 種	
皮革および製品	1.061	石油および石炭	1.066
窯業土	1.052	窯業土	1.107
鉄鋼	0.967	鉄鋼	1.217
非鉄製品	0.993	非鉄製品	1.175
金属製品	1.022	金属製品	1.034
家具装備品	1.018	機械器具	1.035
パルプ紙加工	1.004	電機機器	1.104
出版印刷	1.075	輸送用器	1.085
化学	0.983	度量衡器	0.986
石油および石炭	0.971	武器	1.028
ゴム	0.998	その他	1.082

期の減価償却と実際の設備増加の間には、原価の約四分の一の差が生ずる。同様な割合について、わが国の昭和三二年製造工業における実際の計測値は第9表に示された通りである。

このように、加速償却が投資刺激政策として用いられる場合においても、このタイム・ラグで、その刺激効果が弱められる点が推測される。その程度は投資の成長率と成熟期間の値に依存するにせよ、政策的観点からすればこのラグは相対的に重要な限界となる。何故なら、たとえば、加速償却の採用当時、投資刺激を必要としていたが、一定のタイム・ラグの後、その効果が生じる頃は、他の諸政策や経済内部要因からむしろ過剰投資気味の場合、この加速償却政策は投資の過熱に追いやる。

この場合、加速償却の廃止も考えられるが、加速償却を短期間に改廃することは好ましくない。というのは、採用による投資刺激効果と、中止、廃止による投資削減効果との間には明白な不均衡 (Asymmetry) が存在する⁽⁵⁾。投資刺激の正の効果の方が強く、廃止による負の効果は著しく低いことである⁽⁶⁾。したがって、政策的には加速償却そのもの中止や廃止によらず、スウェーデンの「新投資税」に見られるような、設備投資のみを対象とする特別税の新設、あるいはその税率の引き下げによる方が賢明である⁽⁷⁾。

要するに、加速償却が政策として採用されるには、それぞれの経済事情から生ずるタイム・ラグを十分に考慮す

る必要がある。この点では、加速償却は即効的投資刺激政策とはいえず、その弾力性はきわめて低い。ここに加速償却の政策的限界の一つが認められるのである。

(II) 十分な収益の前提

われわれは、(I)で通常償却以上の加速償却を採用する場合にもその償却を費用として回収するに十分な収益が存在することを前提としてきた。すなわち、予想収益の現在価値が予想費用の現在価値を常に上回ると仮定した。

しかし、新規に開始される事業や、生産分野が多面的でない場合、投資から得られる収益が著しく逡増する場合には、企業としてはその総費用を賄うに十分でない場合もある。

たとえば定額法で税率五〇パーセント、五カ年特別償却の場合、一〇年資産に要する毎年の必要収益はその投下資本の三十パーセント、二〇年資産の場合三五パーセントを要する⁽⁸⁾。したがって、もしそれだけの収益がない場合は加速償却が採用されたとしても前述の効果は生じない。むしろ、加速償却による多額の費用が控除され、その結果、欠損に拍車をかけることになれば、逆に投資を減少させることになる。勿論、長期的に見て欠損を生じる投資計画は問題にならない。短期的に欠損を生ずる場合もその期間は投資効果は一応無効になるが、欠損の「繰越」(Carry-back)および「繰越」(Carry-forward)の税法規定をもつ諸国では、なお促進効果が保証せられる⁽⁹⁾。

「現行税法は無制限な繰越しを許さない。現在の法規の下では、経常欠損は繰戻し一年、繰越し五年間を行い、それによって七年間にわたる損失を平均化する⁽¹⁰⁾。」と米国税法の規定を述べているが、この年数は、わが国税法の現行規定にも共通する。したがって、前後七年間以内に解消する程度の欠損であれば、なお加速償却の投資促進効果は保証せられる。

R・グードも、「前述の条件で十年資産の場合必要な収益は投資額の三〇パーセントであったが、一年間の繰戻し、あるいは繰越し規定のある場合は、二四・二五パーセントに、二年間の規定が認められる場合には二二、五パーセントと、その必要収益額は低下する。」⁽¹¹⁾と述べている。要するに「繰戻し」あるいは「繰越し」期間が長期化すればするほど、加速償却の投資促進機能は一層著しく発揮せられる。

しかし、上述の規定は、投資刺戟効果を側面的に補償するにすぎないものであって、本質的に投資危険や不安を解消するものではない。この規定にも拘わらず、加速償却はそれを費用化して回収しうるに十分な収益の存在を要求する。

他方、加速償却による過大償却がコストとして生産費の中に入る結果、価格の中に反映する側面が考えられる。

周知の通り、今日の会計は期間損益計算を目的としているから、加速償却のような当期の収益に直接対応しない臨時巨額の費用は剰余金で処理せられる。⁽¹²⁾ただ、税務会計上、申告調整において損金算入され、総益金からの控除が認められている。⁽¹³⁾この限りでは、加速償却はコストとして価格の中にはいっていると考えるよりもむしろ、利益の免稅的社内留保の一形態という会計学認識が妥当であるように見える。しかし巨視的長期的観点からするならば、期間外コストとして加速償却が十分償却されるかぎり、総収益である売上高、その売上高の構成要素である販売価格の中に、加速償却が反映されていないとはいえない。

管理価格のように、価格決定が市場における需給関係によらず、もっぱらコスト・ベースによっている場合が一例である。また、後に見るように、加速償却の利用が比較的大企業に集中している過去の事実から、独占利潤の償却といわれたように、十分な収益をもたらす高い価格の一因でもあった。事実、その結果生ずるインフレが加速償却の実

施を阻止するという悪循環が生じた。⁽¹⁴⁾

以上、加速償却の前提の十分な収益の存在は、コスト・インフレの危険をはらむものであり、この悪循環が政策的限界の二である。

(III) 公平性の原則

加速償却が補整的租税政策として、税率の引き下げと比較される場合、租税政策の一般原則に照応して評価されるべきである。

すでに、スマイスは、彼の課税の四原則で平等の原則を第一に挙げている。夜警国家である自由主義経済の段階における古典的財政学から、一九世紀後半のドイツ財政学になると公平の原則は、財政政策的原則、國民経済的原則に次ぐものとなる。⁽¹⁵⁾ さらに今日では、ふたたび公平の原則が社会正義の観点から第一原則になっている。⁽¹⁶⁾ このように、公平性の原則は歴史的变化を経てその内容も複雑多様化したのであるが何時の時代においても租税原則の中には欠かすことができない理念の一つである。したがって、加速償却も補整的租税政策であるかぎり、この公平性の原則にしたがわなければならない。

しかるに、加速償却は通常の償却と異なり、時限立法により認められ、実施過程において一定の監督官庁の承認を要する。たとえば、米国では第二次大戦中の五カ年特別償却は「戦時生産局」(War Production Boards) が発行する「必要証明書」を必要とした。また、わが国の場合、特別償却は租税特別措置法に基づくもので、実際の機械設備等は通産省が監督している。

しかし、法規定がその対象資産の範囲や種類、承認期間等を通じて、特定産業に有利に規定されたり、その解釈上

第10表 アメリカにおける加速償却規模別利用構造 (17) (単位100万ドル)

総資産規模	通常償却		加速償却		計
	100万ドル	%	100万ドル	%	
～5万ドル	328.5	2.5	3.6	0.1	332.4
5万～10万	379.7	2.9	3.3	0.1	383.0
10万～25万	844.4	6.4	13.9	0.5	858.3
25万～50万	767.5	5.8	13.2	0.5	780.7
50万～100万	772.9	5.8	15.6	0.6	788.5
100万～500万	1,680.7	12.7	74.0	2.8	1,754.7
500万～1,000万	617.6	4.7	49.0	1.9	666.6
1,000万～5,000万	1,459.1	11.0	226.7	8.8	1,685.8
5,000万～1億	664.2	5.0	149.2	5.8	813.4
1億～	5,725.7	43.2	2,023.8	78.7	7,749.5
合計	13,240.5	100	2,572.3	100	15,812.8

政策減税としての減価償却

(五四二) 三七八

不公平な一部の資本集中を助成する結果が生ずれば、その加速償却は公平の原則に反するといわねばならない。

いま、一九五五年米国における加速償却の利用状況を資産規模別にみると、次表のようになる。この表からも解かるように、通常償却に比し、加速償却は、絶対的にも相対的にも大規模企業に集中していることがわかるであろう。米国では、この傾向が第二次大戦中の国家動員計画 (The World War II Mobilization Program) による産業集中 (Industrial Concentration) を助成したか否かで論争を惹き起している⁽¹⁸⁾。

最後に、加速償却に対する制度的批判に耳を傾けよう。

(1) 下院行政関係歳出小委員会「ドーンソン委員会 (House

Executive Expenditure Subcommittee ≡ Dawson Committee)

特別償却計画を「政府の棚から落ちた最大のポタ餅」(The Biggest Bonanza that ever come down the Government pike) と呼び、現在行われている特別償却計画は、「不可避免的に、この国の基礎産業を現存の大企業へ集中させる結果をもたらす⁽¹⁹⁾。」と報告した。

(2) ハンフリー財務長官

特別償却計画は、「危険な人為的刺戟 (Artificial Stimulus of dangerous Type) であり得ない。そして、このような計画を無期限に継続して行くことは、實際上非常に危険を伴うことになる。というのは、この計画の恩恵に浴さない企業の受ける損害を尻目にかけて、この制度に頼るようになってきているからである。

それはわが国自由経済全体の健全にして、均衡のとれた力強い発展を阻害する結果となるおそれがある。」⁽²⁰⁾と勧告した。

(8) A・アダムス教授 (ミシガン州立大学経済学部教授、司法省反トラスト法全国調査委員会委員)

「すでに、高度に集中した基礎産業諸部門における少数の大会社が特別償却による補助金の獅子の分け前を得ているということは、もはや疑う余地はない。」⁽²¹⁾と主張し、「このような特別償却計画のはなはだしい失敗は、アメリカ経済構造に大きな影響を及ぼした」と批判している。

以上、加速償却が補整的租税政策として採用される場合、政策としての限界を言及してきた。わが国においては、その経済構造の二重性から、この政策的限界も一層深刻な障害となるかも知れない。量的重要性の大きい加速償却が経済に及ぼす影響は測り知れない幅を有するから、上述の政策的限界を十分に見きわめる必要があるう。

(1) R. M. Bird, *op. cit.*, p. 49.

(2) 大沢悦治、「高度成長と産業基盤の矛盾」(中山伊知郎編「資本蓄積と金融構造」東洋経済新報社 昭和三七年)、一一〇頁。大沢氏は、投下資金額として(1)を使用されているが、本稿では、この投下資金源泉が減価償却であることを区別表示するため(D)を使用している。

(3) 大沢、前掲論文、一一一頁、第II二・五表。

(4) 大沢、前掲論文、一一一頁、第II二・六表。

(5) R. M. Bird, *op. cit.*, p. 49.

- (6) R. M. Bird, *op. cit.*, p. 46.
- (7) 前述のスマューデンにおける新投資税の設定が良い例である。
- (8) R. Goode, *op. cit.*, p. 196.
- (9) 欠損の繰戻し、繰越し規定については、法人税法第九条のV、および第二二条のIV参照。
- (10) S. P. Dobrovolsky, "Depreciation Policy and Investment Decision," in the *American Economic Review*, Dec., 1951, p. 909.
- (11) R. Goode, *op. cit.*, p. 197.
- (12) 証券取引委員会、「財務諸表規則取扱要領」第一八三条但書、「但し、臨時且つ巨額なものについては、剰余金計算書又は欠損金計算書に記載するものとする」。
- (13) 松井詩郎他共著、「法人税法」(学芸書房、昭和三五年) 三三三頁。
- (14) 例えば、英国の経験。一九五二年初年度特別償却の停止。一九五六年投資特別控除の中止。
スマューデンの例では、一九五一年新投資税の設定がそれに対処して施行せられてゐる。
- (15) A・スミスは「国富論」の中で「課税の四原則」(Four Maxims with regard to Taxes) として次の四項を挙げている。
(1) 公平性 (Equality) (2) 確実性 (Certainty) (3) 便宜性 (Convenience of Payment) (4) 徴税の経済性 (Economy in Collection)。
A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nation*, Book V, Chap. II, Part II.
- A・ワグナーは「租税原則を次の四項に区分してゐる。(1) 財政政策的租税原則 (Die finanzpolitischen Steuerprinzipien) (2) 国民経済的租税原則 (Die Volkswirtschaftlichen Steuerprinzipien) (3) 正義の原則又は公正な租税配分の原則 (Die Prinzipien der Gerechtigkeit oder der gerechten Steuerverteilung) (4) 租税運営の原則 (Die Prinzipien der Steuerverwaltung) A. Wagner, *Finanzwissenschaft*, Band II, Kap. III.
- (16) 中西教授は「租税原則を次のように分類してまゐられる。(1) 租税正義の原則。(2) 課税の一般性。(3) 課税の平等性。(4) 課税の合
法性。
(2) 国民経済的救済原則。(4) 租税源泉の涵養。(5) 国民経済への影響の考慮。
(3) 財政的救済原則。(4) 租税収入充分の原則。(5) 租税収入伸縮性の原則。(6) 徴税最少費の原則。中西仁三著「改訂財政学」(有斐閣
昭和三二年) 一四一—二頁。

- (17) 三菱経済研究所刊、「本邦事業成績分析」(昭和三四年上期 三九頁)。
- (18) 加速償却が産業集中を促進したか否かに関しては論争がある。その一つの文献として前掲の R. T. Selden の論文がある。この論文で、ヤルゼン教授は「上位会社アプローチ」(Dominant Firm Approach) という独自分析法により、特別償却は産業集中を弱めたと結論づけている。しかしこの結論に対しては、高寺貞男助教授が「上位会社アプローチ」の批判を通じて、傾聴すべき反論を展開されている。高寺貞男「アメリカにおける特別償却と反独占論」、『会計』第七〇巻六号)。
- (19) R. T. Selden, *op. cit.*, p. 282.
- (20) Wall Street Journal, 7. 19, 1955, p. 20.
- (21) W. Adams, & H. M. Gray, *Monopoly in America*, 1957, p. 88.
- (22) W. Adams & H. M. Gray, *op. cit.*, p. 89.

おすびにかえし

小稿をすでに書き終えた後の、去る一〇月二〇日、『総合政策研究会』(会長、有沢広己氏)は、「経済的機能を重視した税制改革への提言」を公表した。

- それによると、新しい視角から、租税機能を再検討し、「動態的長期均衡」税制を確立すべきであるとの立場から、
- (一) 設備投資税などを新設して、税制の景気調整機能を強化する。
 - (二) 企業減税は、法人税率の引き下げより減価償却制度の改善を優先する。
 - (三) 企業の自己資本を充実し、銀行利子と株式配当のバランスをとるため、支払配当の損金扱い、受け取り配当の源泉分離課税を実現する。

(四) 所得税は基礎控除と給与所得控除を大幅に引き上げ、さしあたり基礎一五万円(現行一一万円)、給与最高十五万

円(同一二万円)とする。

(四) 売り上げ税の創設によって、間接税体系を整備する。

(六) 輸出振興税を拡充する。

(七) 租税特別措置は全面的に再検討する。

以上、七項目を提言された。

この提言の第(一)項、第(二)項は、われわれが小稿において検討した問題ではないだろうか。

わが国経済が先進国への転型期にあるといわれている今日、税制にも新しい方向と適当な政策が要求せられるのも当然のことであろう。

わが国経済の内部構造の歪みの是正、開放体制への移行に伴う企業基盤の充実と国際競争力の強化、税制による景気調整の強化、配当および利子課税の不均衡の是正、中小所得者層の負担の軽減等、今日税制改革に課せられた問題は山積している。小稿は、その一端を解決するであろうと思われる政策を加速償却に求め、その機能を分析したのであるが、なお未解決な点や論及すべき問題を多く残している。

加速償却がわが国経済の正しい発展に多少とも寄与するには、その経済構造の中に十分吸収される形に消化されることを要するが、そのためにも今後、施策の適時性と妥当性について、十分な研究と、わが国独自の政策限界に対する慎重な判断が要求せられるであろう。

〔後記〕 総合政策研究会の上述の「提言」は現在刊行されていないため、日経新聞一〇月三日付の記事によった。原本による詳細な紹介は後日に譲る。